# 規

則

# 2020年 第1回 一部改正

揚貨設備規則

2020 年 6 月 30 日規則 第 33 号2020 年 1 月 22 日技術委員会 審議2020 年 6 月 11 日国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた アスタリスク (\*) は、その規則に対応する 要領があることを示しております。 2020年6月30日 規則 第33号 揚貨設備規則の一部を改正する規則

「揚貨設備規則」の一部を次のように改正する。

## 2章 試験及び検査

### 2.2 揚貨設備の検査

2.2.1 を次のように改める。

#### 2.2.1 検査の種類

揚貨設備の検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 登録のための検査(以下,「登録検査」という。) 登録検査の種類は、次のとおりとする。
  - (a) 製造中登録検査
  - (b) 製造後登録検査
- (2) 登録を維持するための検査登録を維持するための<del>定期的</del>検査の種類は、次のとおりとする。
  - (a) 年次詳細検査
  - (b) 荷重試験
  - (<del>3)</del>(c) 臨時検査
  - (4)(d) 不定期検査

#### 2.2.2 検査の時期

- -1.(5)を次のように改める。
  - -1. (省略)

((1)から(4)は省略)

(5) 不定期検査は、登録を受けた設備が、規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運用が行われていることに疑いがある場合であって船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件1.4-3.に該当する疑いがあり、かつ、本会が検査により設備の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。検査においては、おのおのの場合に応じ、必要な事項について検査又は試験あるいは調査を行い検査員が満足する状態にあることを確認する。

附則

1. この規則は、2020年6月30日から施行する。